

令和5年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務の委託に関する公募型プロポーザル 質疑回答書

	質疑	回答
1	<p>仕様書に対象地区として東高瀬川エリアが記載されていますが、これに関連して、「東高瀬川ビジネスパーク構想」を情報として提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>東高瀬川ビジネスパーク構想を提供することは可能です。配布を希望される応募予定者は、まち再生・創造推進室の担当(森田、丹羽)までお問い合わせください。</p>
2	<p>委託仕様書では5地区への専門家派遣が業務内容となっていますが、派遣する専門家の選定や、対象地区と専門家のマッチングについて、京都市と受託者の役割分担をどう想定されているか、可能な範囲でお教えください。</p>	<p>派遣する専門家は、委託仕様書5(1)のとおり、提案書に記載された実施体制により本業務を履行していただくこととなります。 また、各対象地区にどの専門家を派遣するかについては、同書6(3)のとおり、受託者と本市の協議により決定します。 なお、年度の途中で本市が対象地区を選定するため、地区の取組内容を鑑みて、実施体制に明記されていない専門家を配置する方が望ましいと受託者が判断した場合、受託者と本市の協議により、実施体制の変更を行うことは可能です。</p>